別表六の二(十七)の記載要領第１号中「特例)(」の次に「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号。第３号において「平成24年改正法」という。)附則第34条（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定、」を加え、「第３号」を「第４号」に改め、同第五号中「、別表六の二（十二）の記載要領第３号」を削り、「特例)」の次に「又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）附則第34条第２項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)」を加え、同号を同第六号とし、同第四号中「「旧第７号」」を「「平成23年12月改正前の第７号」」に改め、同号を同第五号とし、同第三号中「「旧第４号」」を「「平成23年12月改正前の第４号」」に改め、同号を同第四号とし、同第二号の次に次の一号を加える。

３　「平成24年改正前の第７号」の各欄は、平成24年改正法附則第33条第１項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成24年改正法第１条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の14第２項又は第３項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表七(一)の表中

「

控除前所得金額（別表四「41の①」－（別表七(二)「11」又は「23」))	

」を

「

控除前所得金額（別表四「39の①」－（別表七(二)「11」又は「23」))	

」に、

「

欠損金額（別表四「44の①」）			欠損金の繰戻し額
同上のうち	災害損失金⑿		
	青色欠損金		

」を

「

欠損金額（別表四「48の①」）			欠損金の繰戻し額
同上のうち	災害損失金⒀		
	青色欠損金		

」に、

「

当期の欠損金額（別表四「44の①」）		6		
災害により損失の生じた	資産の滅失等により生じた損失の額	7	外　円	外　円
	被害資産の原状回復のための費用及び被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額	8	外	外
	計 (7)+(8)	9	外	外
保険金又は損害賠償金等の額		10	外	外
差引災害により生じた損失の額 (9)－(10)		11	外	外
繰越控除の対象となる損失の額（(６の③）と（11の③）のうち少ない金額）		12		

」に、